

今後の当面（26年度中）の取組事項について（案）

行動計画の項目	当面の取組事項	主な担当課
(1) 情報システムの整備	情報連携に向けた総合宛名、住基、地方税系システムの改修を行う。	情報システム課、業務所管課
(2) 個人情報保護対策 ア 特定個人情報保護評価の実施	特定個人情報保護評価の実施方針（評価シート、評価対象等）を決定し、住基、地方税系システムの利用事務に係る特定個人情報保護評価を情報システム改修の設計時まで実施する。	市民課、市民税課、資産税課、納税課、情報システム課
(2) 個人情報保護対策 イ 個人情報保護条例の改正等	番号制度の導入に伴い必要となる個人情報保護条例の改正方法を検討するとともに、その他改正が必要となる条例、規則、要綱、様式等を検討する。（条例改正案は平成27年9月議会に提案予定）	総務課、業務所管課
(3) 個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付	平成28年1月からの個人番号カードの交付に向けて、交付方式、窓口体制、交付事務フロー等を検討する。	市民課
(4) 事務手続、業務フローの見直し	平成28年1月から窓口で必要となる個人番号の確認、様式への個人番号の記入、提出が不要となる証明書類など、事務手続の変更内容を確認し、新たな業務フローの作成に着手する。	業務所管課
(6) 条例による個人番号の独自利用	各課において市民サービスの向上・事務の簡素化に効果が認められる独自利用事務の洗出しを引き続き行う。（独自利用に係る条例案は平成27年9月議会に提案予定）	業務所管課
(9) 市民への制度の周知と職員研修の充実	市民への制度の周知方法や職員研修の内容、その実施時期について検討する。 また、事業者に対する周知についてもあわせて検討する。 なお、市民への周知については、当面の対応として、本市ホームページに制度の概要を掲載し、国等のホームページへのリンクを案内するとともに、推進本部の会議結果概要等を随時掲載することとする。	総務課、関係課